

補装具費給付手続きの流れ

1 申請手続…身体障害者手帳を交付後、障害福祉課・各支所地域総務課窓口に次のものをお持ちください。

- 必要なもの・業者の見積書（市長宛で「（利用者）様分」と備考等に記載）
- ・申請書（用紙は窓口にあります）
 - ・指定医師による意見書、処方箋（必要に応じて提出）



2 必要に応じて、長崎こども・女性・障害者支援センターでの判定を行います。

※ ご本人がセンターに出向き、判定を受けていただく場合もあります。

※ 約1か月程度の期間を要します。



3 市から利用者へ決定通知書を、業者へ支給券を郵送します。

業者と連絡をとって、製作、修理等を行ってください。

決定通知や支給券には、自己負担の金額が示されます。

※自己負担は、原則1割負担となります。



4 業者から利用者へ納品されます。



5 利用者は、業者に自己負担金をお支払いください。



6 業者が持っている支給券に利用者の名前を記入してください。



7 業者が市に公費負担額を請求します。

必要なもの：業者の請求書（市長宛で「（利用者）様分」と備考等に記載）

：支給券（利用者名の記載と、業者の自己負担金受領額記載があるもの）



8 諫早市から業者へ公費負担額を振込みます。